令和 2 年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援 及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付事業についての Q&A

Q 1 この補助の対象となる保護者は、名古屋市で支給決定された保護者に限るのか。

<mark>A 1</mark> お見込みのとおりです。

名古屋市以外の支給決定保護者については、支給決定されている市町村へお尋ねください。

Q 2 補助対象のサービスは、児童発達支援と放課後等デイサービスに限るのか。

A 2 お見込みのとおりです。

放課後等デイサービスは、国及び県の補助事業に準じて実施しております。児童 発達支援は、放課後等デイサービスと同じ条件での名古屋市の独自の補助となります。

Q3 補助の対象となるサービス提供期間は、いつからいつまでのものなのか。

A3 令和2年4月~令和3年2月のサービス提供分となります。

令和2年3月提供分は、令和2年4月に補助実施済ですので、今回の対象からは外れます。令和3年3月分以降は、新型コロナ感染所の状況をみながら現在検討しております。実施が決まりましたら、ウェルネットなごやでご案内致します。

Q 4 この補助金は、保育所等や学校が臨時休業の場合の補助に限るものなのか。

A 4 お見込みのとおりです。

この補助事業は、国及び県の補助事業と同じ条件です。臨時休業期間中におけるかかりまし経費(別添の「令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付要綱補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の第4条(1)~(4)のかかりまし経費」)を対象としてください。

Q 5 利用者負担上限月額が「0円」の支給決定保護者は、この補助の対象外ということでよいか。

<mark>A5</mark> お見込みのとおりです。

利用者負担上限月額が0円の支給決定保護者は、もともと利用者負担額が発生しないため、本件の補助の対象外となります。

Q 6 かかりましに係る利用者負担額を差し引いても、(その方の)利用者負担上限月額に達している場合は、この補助の対象とならないのか。

<mark>A6</mark> お見込みのとおりです。

別添の要綱第4条(1)~(4)のかかりまし経費に対して補助を行うものですが、このかかりまし経費以外の利用に伴う利用者負担額が、利用者負担上限月額に達している場合は、今回の補助の対象となりません。

- Q 7 上限管理事務が発生する支給決定保護者の場合、補助金額の算定方法は どのようにするのか。
- A 7 上限額管理事業所における利用者負担のかかりまし経費から優先的に補助の対象経費を算出してください。上限額管理事業所において、かかりまし経費を控除した結果、支給決定保護者の利用者負担上限月額を下回った場合は、上限額管理事業所において当該月の利用者負担額の多い事業所から順にかかりまし経費を算出するよう依頼してください。
 - Q8 要綱第4条(1)~(4)に係るかかりまし経費について、本補助金を受け、保護者に返還した場合は、領収書を徴取する必要はあるか。
- <mark>A 8</mark> 徴取してください。

今後発生するかかりまし経費についても同様に領収書を徴取してください。

- Q10 事業者は、この補助事業に取り組まないといけないのか。
- A 1 0 強制するものではございません。

しかしながら、この補助事業は、新型コロナ感染症による利用者の経済的負担を 軽減する国の補助事業にならって実施しているものになります。事業者の皆様には、 お手数をおかけしますが、この趣旨を踏まえまして、ご協力をお願い致します。 Q11 所要額調書、実施計画書及び実績報告書は月ごとに作成するということか。

A 1 1 お見込みのとおりです。

利用者負担額が月ごとの概念であるため月単位で作成が必要になります。なお、 対象者のいない月は作成不要です。

Q12 利用者への周知はどのようにするのか。

A 1 2 事業所内に別添のチラシを掲示いただく、または可能性のある利用者にチラシを ご案内いただく等のご対応をお願いします。

また、本市の公式ホームにも案内を掲載致します。なお、本補助金は市から利用 者へ直接振り込まれるものではなく、事業者からの皆様から利用者へ返還される流 れとなります。合わせまして、利用者負担上限月額や利用状況等によっては、返還 (還付)が発生しない場合がありますので、ご説明時にはご留意をお願いします。